

第9次神奈川県社会福祉協議会活動推進計画 骨子(案)  
パブリックコメントの報告について

- 1 実施期間 令和5年9月11日(月)～9月30日(土)
- 2 受付件数 28件(オンラインフォーム16件、メール・FAX12件)
- 3 意見数 60件 意見内容の詳細は別紙参照

区分	名称	意見数
推進の柱Ⅰ	地域での支えあいの推進	9
推進の柱Ⅱ	福祉サービスの充実	1
推進の柱Ⅲ	福祉人材確保・育成・定着の推進	8
推進の柱Ⅳ	県社協活動基盤の充実	2
複数選択	－	7
重点1	つながりあう地域づくりに向けた包括的支援体制整備の促進	1
重点2	一人ひとりが自分らしく安心して暮らすことができる支援の充実	5
重点3	福祉サービスを支える人材の確保	9
重複意見	－	7
その他	－	11
計		60

**【参考】パブリックコメントの実施方法・対象**

(1) 実施方法

- ・ホームページに骨子(案)、説明動画を掲載し、役員・委員会委員等関係者へはメール(一部、郵送)にて周知を実施。
- ・意見はオンライン(googleフォーム)及びメール・FAXにて受付

(2) 対象

① 県民

② 本会役員(理事・評議員・監事)

③ 部会・協議会・連絡会

経営者部会・施設部会各種別協議会 委員／経営者部会・施設部会各種別協議会 構成施設  
民生委員児童委員部会 部会員／市町村社協／第2種・第3種正会員連絡会構成団体

④ 各種委員会

政策提言委員会／事業外部評価委員会／生活福祉資金貸付審査等運営委員会  
日常生活自立支援事業・契約締結審査会／成年後見制度利用促進・候補者調整会議  
福祉サービス第三者評価推進機構運営委員会／かながわ福祉サービス運営適正化委員会  
かながわ福祉人材センター運営委員会

⑤ 行政

県(福祉子どもみらい局長宛)／市町村(地域福祉主管課)

## 【別紙】骨子(案)に寄せられた意見と、その対応について

### 推進の柱

#### 推進の柱Ⅰ

No.	具体的な意見
1	犯罪を犯した人も、円滑に社会の一員として復帰することができるように、神奈川県は第二次再犯防止計画を令和5年3月17日に策定しています。そして、この人たちも第9次県社協活動推進計画の対象とされることを明記されるべきでありますことから、例えば、「Ⅰ 地域での支えあいの推進、—2 自立した生活を地域で支える取り組みの推進」の中、「認知症や障害があっても、刑務所出所者等であっても、誰もがその人らしく暮らすことを支える権利擁護の体制づくりを、成年後見利用促進計画(第2期)、第二次再犯防止推進計画の動向を踏まえて、推進します。」などと修正されることを希望します。ご検討願います。
2	犯罪を犯した人も、円滑に社会の一員として復帰することができるように、神奈川県は第二次再犯防止計画を令和5年3月17日に策定しています。そして、この人たちも第9次県社協活動推進計画の対象とされることを明記されるべきでありますことから、例えば、「Ⅰ 地域での支えあいの推進、—2 自立した生活を地域で支える取り組みの推進」の中、「認知症や障害があっても、刑務所出所者等であっても、誰もがその人らしく暮らすことを支える権利擁護の体制づくりを、成年後見利用促進計画(第2期)、第二次再犯防止推進計画の動向を踏まえて、推進します。」などと修正されることを希望します。ご検討願います。
3	地域活動の担い手の育成について、具体策を出すことが必要。(協議の場づくりだけでは、解決に向かわない)
4	ヤングケアラー課題が落ちていると思われます。子ども達が家族のために犠牲になり、学業に専念できない社会を何とか変えなければなりません。(例 居場所作り、経済的支援等)
5	災害時の拠点として、県内及び県外へのDWT派遣にあたり、県内外のネットワークを生かして中心的な役割を担っていただきたいと思っています。
6	近年、大規模な自然災害や感染症拡大(コロナ禍など)が数多く起きています。これらに対応する災害時福祉支援活動では、特に、神奈川県では広域な協議体である県社協と市町村社協との連携において、この3年間のコロナ禍で様々な取組みをされてきたと思います。今後の取組みでも目に見えるような分かりやすい記述をお願いします。そこに、単体の各市町村社協(たとえ大規模な横浜市社協であっても)では果たしきれない、県社協の重要な役割があると思います。
7	Ⅰ 政令市の社協との連携がないように感じます。県の方向性を市内社会福祉法人が体感する機会がありません。政令市社協にも、県の方向を示し、政令市域の社会福祉法人にも、共有してください。学校も多様な主体として福祉の推進に組み入れた方が、インクルーシブ教育、福祉人材育成につながると思います。Ⅲ福祉人材確保には、養成施設との連携が欠かせないと思います。取り組みに引き入れる等、必要かと思えます。
8	自治会や地区社協と連携が取れば一番良いのですが、それぞれが自分たちの活動をしていくのが精一杯の近況です。地域でのどのように支え合っていくかいろいろな団体とのすり合わせがどうしたら出来るか考えています。
9	Ⅰ 国の指針も非常にあいまいであり時の政権により変化があり一貫性がない。少子高齢という言葉を使う事により県民の皆様にあピールしているかのように感じますが何十年も前から問題視された話です。多くの部署で考えるべきです。 Ⅳ 県内の各市町村は各自基盤づくりに苦労されているように感じられる。各社協の体制をより強力にして、人員も確保し、県を1つとして活動すべきである。

#### 推進の柱Ⅱ

No.	具体的な意見
1	老人ホーム入所の際の身元保証の充実(通院付き添い・退所時の荷物引き上げ・葬儀社手配など民間の保証会社はコストが高くてなかなか利用できないのが現実。行政・社協で何とかできないか?)

#### 推進の柱Ⅲ

No.	具体的な意見
1	福祉介護の仕事の理解促進について、介護人材確保対策推進会議で報告された内容を計画に具体的に明記して頂きたい。介護のきっかけを作ることが重要と考えます。
2	Ⅰ 政令市の社協との連携がないように感じます。県の方向性を市内社会福祉法人が体感する機会がありません。政令市社協にも、県の方向を示し、政令市域の社会福祉法人にも、共有してください。学校も多様な主体として福祉の推進に組み入れた方が、インクルーシブ教育、福祉人材育成につながると思います。Ⅲ福祉人材確保には、養成施設との連携が欠かせないと思います。取り組みに引き入れる等、必要かと思えます。
3	介護福祉士就学資金・社会福祉士就学資金貸付は福祉人材の定着に貢献しています。これからも続けてください。

区分1	計画書への反映を検討するもの
区分2	意見の趣旨が既に推進の柱に盛り込んであるもの
区分3	事業実施の参考とするもの
区分4	その他(感想、質問等)

区分	内容
	※文中のNo.は骨子(案)別紙の「体系に位置づく事業一覧」になります。
1	ご意見を踏まえて計画書を作成してまいります。
1	ご意見を踏まえて計画書を作成してまいります。
2	No.6「地域の担い手確保へ向けた環境づくり」にて取り組んでまいります。
2	No.5「ケアラー支援のネットワークづくり」にて取り組んでまいります。
2	No.69「災害時福祉支援体制整備事業」にて取り組んでまいります。
2	推進項目「災害時福祉的支援の民間拠点機能の充実」に記述していきます。
3	No.12、No.77地域ネットワーク強化、市町村社協部会事業、経営者部会事業の実施の際の参考とさせていただきます。
3	推進の柱Ⅰ「地域での支えあいの推進」の事業実施の参考とさせていただきます。
3	部会・協議会事業を実施する上での参考とさせていただきます。

区分	内容
2	No.40「身元保証・終活支援の普及」にて取り組んでまいります。

区分	内容
1	ご意見を踏まえ計画書本文に反映してまいります。
2	No.126「神奈川県介護人材確保対策連携強化事業」にて取り組んでまいります。
2	No.141「介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付」にて取り組んでまいります。

4	今後、高齢化等に伴い、福祉人材の不足が見込まれる中、若い世代のほか新たにセカンドキャリア、外国人など、様々な方向から人材確保に取り組むことは必要だと考えますので、促進していただきたい。
5	人材確保ができて、人材育成がどこも不十分なように感じる。特に名ばかりの役職者が多く、マネジメントも何も知らずに部下に指導を行う為、負の連鎖であると思う。
6	少子化・高齢化は進み、障害者も増える中、福祉の人材不足は深刻になる一方です。いずれ人口減少でピークアウトは来るとは思いますが、それまで我慢というわけにはいきません。元気なシニア世代の活躍に期待もしますが、知的障害者は成人ですと体力があり、介助側にも体力が必要なケースも多いです。比較的多い女性支援者ではトイレ介助に困ります。困り感や問題行動も十人十色の知的の方をしっかりと理解し、その人にあった支援をしていただくためには、よき理解者に継続的に長期で関わっていただきたいのです。そのためにも若い、特に男性の支援者が増えるような手立てを考えてほしいです。 また福祉事業所は大変なのに職員の報酬が少ないというイメージがあります。将来を考える若い方達に「安定した生活ができる魅力的な職業」の選択肢としていただけるよう、福祉に係る職業への処遇改善は必要不可欠だと思います。
7	人口減少社会において、現場の具体的な課題を収集して県社会福祉協議会としての結果の出る取組みを講じて欲しいと思います。
8	子育てを支援するのはとても大切だと思うが、「就労などの条件を取り払い、どんな子どもでも保育園に預けられる」という計画を聞き、とてもやりきれないと不安になった。 保護者から子どもを引き離すのではなく、子育ての楽しさを感じられるような支援が必要なのではないか。 職員が現時点でもギリギリで、産休・育休などで抜けたところの埋め合わせも不十分なのに、安心・安全な保育ができなくなるのではないか。

2	No.129「セカンドキャリアに向けた仕事の理解促進」、No.130「外国人人材に向けた仕事の理解促進」にて取り組んでまいります。
3	推進の柱Ⅲ「福祉人材確保・育成・定着の推進」の事業実施の際の参考とさせていただきます。
3	推進項目「福祉・介護の仕事の理解促進」の事業実施の際の参考とさせていただきます。
3	第9次計画において、重点課題を設定し、関係者との連携・協働により、解決に向けた事業を推進してまいります。
4	取り組む上での参考とさせていただきます。

#### 推進の柱Ⅳ

No.	具体的な意見
1	「-1 課題共有の促進と提言」について、社会孤立等の例示の中に、「女性の福祉」という文言をいれてほしい。【理由】一般の認知度は低い分野として、売春防止法に基づく婦人保護事業がある。昨年5月、これが66年ぶりに見直され、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6年4月1日に施行される。これに基本理念が示されており、これまでの「保護更生」から「女性の福祉」「人権擁護」「男女平等」が明記された。制度的に「女性の福祉」に関する分野が法律で明確にされた画期的なことであり、福祉の分野としては認知度が低い「女性の福祉」を言葉として表に出すことが、この分野が福祉課題としてあることを一般に知らしめることに資すると思う。計画全体を拝見し、この項目に入れこむことが適当であると思い、提案したい。また、SDGs「5ジェンダー平等を実現しよう」を達成することにつながることもある。
2	I 国の指針も非常にあいまいであり時の政権により変化があり一貫性がない。少子高齢という言葉を使う事により県民の皆様のアピールしているかのように感じますが何十年前も前から問題視された話です。多くの部署で考えるべきです。 IV 県内の各市町村は各自基盤づくりに苦勞されているように感じられる。各社協の体制をより強力にして、人員も確保し、県を1つとして活動すべきである。

区分	内容
1	ご意見を参考に計画書を作成してまいります。
3	推進項目「市町村社協との協働」「課題共有の促進と提言」の事業実施の際の参考とさせていただきます。

#### 重複

No.	具体的な意見
1	【Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ】 Ⅰ 地域で支え合いの推進 -1 多様な主体と進める地域福祉活動の推進 意見:2行目から3行目 「また、福祉教育の推進による若い世代への理解促進」について福祉教育の内容が旧態依然としたものである「福祉」ではなく、障害者基本法で謳われている共生社会を目指すのであるから「若い世代」ではなく「地域創生社会」または「地域共生社会」への理解促進とすべきと考えます。同時に「福祉教育」も「地域創生社会」または「地域共生社会」に関する内容とすべきと考えます。 -2 自立した生活を地域で支える取り組みの推進 意見:「認証や障害があっても」とあえて例示することはないと思います。削除 -3 災害時福祉支援活動の推進 意見:「平時より関係機関・団体との連携し」の団体との「と」を削除、「災害時福祉的民間拠点」を「災害時福祉民間支援拠点」としては Ⅱ 福祉サービスの充実 -2 利用者の権利擁護 意見:「サービスを利用できるように」を「サービスが利用できるように」と「を」を「が」にする。「法人・施設における苦情相談体制づくり」に「虐待防止」を加えてください。 Ⅲ 福祉人材確保・育成・定着の推進 意見:長らく「確保」という言葉を使ってきたが、「確保」という言葉は、「確実に手に入れること」「失わないよう、しっかり保つこと」を意味することから定着も含まれるのではないのでしょうか。市中の隠れた人材、福祉産業に就かせることを意味するならば「発掘」がよいのでは。 -1 福祉人材の確保 意見:2行目「福祉人材の確保に関する」ではなく「福祉人材の定着」ではないのでしょうか。 -2 福祉事業従事者の育成 意見:2行目「利用者の生活を支えるための専門性の向上に取り組みます。」利用者にとって従事者が変わることは身体的ストレスが増えてよくありません。「利用者の生活を支えるため、定着と専門性の向上に取り組みます。」とし、定着しない要因を見出し取り組んでいただきたい。 Ⅳ 県社協活動基盤の充実 -1 課題共有の促進と提言 意見:1行目「地域福祉活動を含む福祉の担い手不足、外国人の高齢化や……」 ①福祉を削除し「地域福祉活動を含む担い手不足」でよいのでは ②「外国人の高齢化」とは
2	【Ⅰ、Ⅳ】 医療介護連携の具体的に医師及びコメディカルとの関わり方を明らかにしましょう。県社協として神奈川県及び国への意見が述べられる仕組みを明らかに構築しましょう。

区分	内容
1	ご意見を参考に文言の加除・訂正を行います。
3	各部会種別協議会活動、課題集約と政策提言活動の事業実施の参考とさせていただきます。

3	<p>【Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】          国が推進している重層的支援体制整備事業では、福祉関係者のみならず様々な関係機関との連携によって、一人も取り残さない支援体制と社会から孤立しがちな方への参加支援などがうたわれています。市町村や市町村社協がさまざまな機関との連携協働を実施するためのプラットフォームとしての県社協の役割が必要になると考えられます。ここ数年で社会福祉法の改正をはじめ、最近では困難女性支援法、孤独・孤立対策推進法など様々な法律が次々と作られ、支援の充実に向けた取り組みが強化されていくと思われる。今後も同じように社会課題に対応するため、次々施策が打ち出されていくことになるため、県社協としてもそれらに常に対応できるよう柔軟に活動の推進を進めてほしい。</p> <p>日本では人口減少社会になっている中で、さまざまな専門職の不足がすでに起こっていて、例えば交通機関では、バスの運転手が確保できずバスの本数が減ったり、駅に駅員を配置する余裕がなくなり、障害のある方が駅で必要なサポートが受けられない、などの社会生活に様々な悪影響が出ている。福祉専門職においても、すでに保育従事者・介護従事者等で必要な人材が確保できず、必要なサービス量が供給できない事態も多く発生している。生活に必要な不可欠な福祉人材が確保できず、今後命の危険にさらされるような方が現れる可能性も十分あると考えられる。今後福祉専門職の魅力を高めるような取り組みをより強力に転嫁してほしい。</p>
4	<p>Ⅰ. 災害時に備えた連携体制を堅固なものにしてほしい。(NO 66)          Ⅱ. 法人や施設の経営相談と支援事業の充実をお願いします。(NO 72)              施設部会・種別協議会事業の実施と充実(NO 83・92)          Ⅲ. 福祉・介護の仕事を知る体験事業の実施(NO 120)          Ⅳ. 情報発信と提言活動を福祉タイムズやHP・SNSに限定せず、広くマスコミに訴えるような活動を希望します。(NO 165・166)</p>
5	<p>【Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】          県として、すべてのネットワーク作りをすみやかに構築すること</p>
6	<p>【Ⅱ、Ⅲ】          息の長い福祉の充実</p>
7	<p>日頃より、県民の地域福祉の向上と福祉人材の確保のためにご尽力いただき、感謝申し上げます。          平成27年に厚生労働省は、介護人材確保の推進として「まんじゅう型から富士山型へ」と方策を転換しました。2025年問題や人口減少を目前に、すそ野を広げ様々な人材を確保し、介護職の処遇改善と資質の向上を図るとのことでした。          人材不足が叫ばれて久しい介護福祉業界において、人材確保は喫緊の課題です。協議体や介護サービス事業所がそれぞれに努力はしているものの、人材を安定的に確保し、かつ定着するための解決策は未だ打ち出せずにはありません。          施設等においては、介護職員を雇用し育成しようとしても、退職者は後を絶ちません。実際の介護福祉の現場では、介護福祉士等の既存の職員が、新任職員が配属されるたびに指導し、自己の通常業務を行い、人材不足分のシフトもカバーし、残業し、夜勤も増えています。そのため、介護福祉士をはじめとする介護職員は心身ともにひどく疲弊しています。本来、利用者のより良い生活を支えることに集中し、専門性を発揮すべきところですが、それどころではありません。          なぜ、富士山型は機能せず、人材不足は悪化の一途をたどり、また、介護の質の低下も凄まじいのでしょうか。          大きな要因として、各職場において、大黒柱として介護職チームを率いる介護福祉士が、職業倫理を尊ぶことや、専門職として持つべき知識や技術に欠けていることが言えます。みんな頑張っている。でも、それは無駄な足掻きとも言え、一つも利用者のしあわせに寄与しません。          そもそも、社会福祉士、精神保健福祉士と同様に、介護福祉士は養成学校を卒業せずに、国家試験を受験できます(介護福祉士は3年間の実務と実務者研修修了が要件)。福祉系高校や養成校を卒業した人がほとんどいない現状から、介護福祉士のほとんどは体系的な専門教育を受けておらず、自己学習で得た知識で国家試験に臨んでいます。また、介護福祉士でありながら、介護技術の実技試験がないことから、介護技術の基本を学ぶ機会さえも失っています。          これでは、何人職員がいたとしても、専門的な知識や技術を伴わない者ばかりなので、利用者の安全で安定的な生活は支えられるわけもなく、常に後手後手で生産性の向上も、予防や改善も、夢のまた夢としか言いようがありません。          大前提として、プラスαの専門性を問う前に、まずは介護福祉の基本をしっかりと学ばなければならないのは当然です。          多くの方は、みな良い仕事をしたいと考えています。介護福祉士も、良いケアをしたいと望んでいます。しかし、専門教育が足りな過ぎて、何をどうすれば良いのかわからないのです。職場や本人に任せ資格取得後の自己研鑽に頼る前に、専門職に必要な知識と技術を徹底的に教え、専門職はなぜ自己研鑽が必要かを教えなければ何も変わりません。</p> <p>家の基礎がしっかりしていなければ、家は傾き、安心して暮らせません。基本に忠実に作らなければ、シュークリームは決して膨らみません。介護福祉も同じです。介護技術を基本通りに行えば、ケアは必ずうまくいきます。でも、基本を知らず、または軽視し、見よう見まねで「仕事をこなす事」しか考えなければ、介護する側も利用者側も、身も心もボロボロになるのは当たり前です。          ICTの導入やロボットの活用等、DXの波は介護福祉の現場にも確実に近づいています。でも、一番確実で、効果が大きいのは、介護福祉士や介護福祉職員の知識と技術を向上させることです。正しい知識や技術をもって確実に実践すれば、一つ一つの生活支援の時間が格段に短縮され、効果的な支援が実践できます。それは、無理な支援が減ることにつながり、メンタルの不調や腰痛予防による離職を減らせます。そして、介護福祉士が各職場において大黒柱つまり真のリーダーとして、職業倫理と知識と技術を持つ専門職として、しっかりとチームを率いていけるようになります。          つまり、介護人材の確保と定着及び生産性の向上のためにも、介護福祉士に基本教育の機会の提供が一番効果的です。          社会福祉分野に待望の国家資格が創設され、初の介護福祉士が誕生してから35年になります。令和5年5月現在の介護福祉士登録者数は193万人を越えました。神奈川県内にも12万人に近い介護福祉士の登録者がいます。この間、社会も変化し、措置から契約へ、福祉からサービス、介護を受けることは、国民の権利となりました。          この35年をかけて、介護福祉士はその専門性を確立し、専門職の仲間入りをすべきでした。でも、未だ専門職とは言い難い側面が往々にしてあります。これは、私たち職能団体の努力不足も大いにあり、今後も更なる努力を続けていくところです。          そのためにも、行政が考える実施回数や修了者数を「実績」とするのではなく、実施の結果、利用者を直接支援する介護福祉士や介護福祉職員がどう変わったか、その結果、どのような効果を利用者にもたらすことができ、利用者はどう変わったのか、ここに注力し地道に介護福祉現場に働く介護福祉人材を支えていくべきだと考えます。既存の人材は、そこに介護福祉職の意義を見出し、内発的動機付けによって退職、流出を食い止める大きな助けになるはずですよ。          すそ野を広げ、様々な人材を獲得することは強みです。しかしながら、介護福祉の仕事は、誰にでもできる仕事ではありません。決して「単純労働」でもありません。新たに獲得する人材を確保、育成、定着につなげるためにも、新たな人材を受け入れる各職場の介護福祉士や介護職員に単純労働者で終わらぬ本質的な教育が必要です。          年をとっても、病気になっても、障害があっても、認知症になっても、理想的な人生ではないかもしれないけれど、自分の人生と折り合いをつけて、納得のいく人生を送ることができれば、県民のしあわせは守れるのではないのでしょうか。介護福祉士が本物の専門職となった時、県民は、しあわせで心豊かな生活を送ることができるのです。</p>

3	<p>関連する実施項目の事業実施の際の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>関連する実施項目の事業実施の際の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>部会・協議会・連絡会事業などの関連事業を通じて、これまでも取り組んでまいりましたが、今後も更なる広域的なネットワークづくりを進めてまいります。</p>
4	<p>取り組む上での参考とさせていただきます。</p>
3	<p>経営者部会・種別協議会や福祉人材確保・育成・定着の事業を推進する上で、ご意見を参考とさせていただきます。</p>

## 重点課題

### 【重点課題①】

No.	具体的な意見
1	「包括」を可能にするための「まとめ役」がますます重要になってくると思います。一部署、一個人に負担がかかることの無いように、見守りと配慮をお願いします。

区分	内容
4	取り組む上での参考とさせていただきます。

### 【重点課題②】

No.	具体的な意見
1	今後、新型コロナウイルスに変わる新たな感染症が流行する可能性もあります。その際には、新型コロナウイルスの応援派遣事業のノウハウを継承し、速やかに施設間の応援体制を築くことができるようにしていただきたいと思います。
2	「女性の福祉」の分野に係る対象者の抱える課題についても、たとえば「生活困窮等により地域の中で孤立している生活のしづらさ、生きづらさを抱えた人々」に含まれると考えてるため、特に修正は必要ようないと思います。その他の記載内容についても、異論はありません。
3	認知症の人が安心して外出できるまちづくり。町中で見守りして安全を担保できないか？認知症の人の行方不明者が過去最高です。
4	私の地域でも高齢化が進み、買物に苦労している方々が多くなりました。一人暮らしもあり何らかの形で支援を求める声も聞かれます。その様な方々が安心して暮らせる支援の充実は最近の課題ととらえます。民生委員として相談があれば地域包括支援センターに繋ぐのが精一杯です！
5	良き時代の家族体制がぐずれ各自が自由な行動をする時代になりつつある。高齢になり一人で暮らす事をえらび面倒な事から逃れる傾向にある。

区分	内容
3	推進項目「災害時福祉的支援の民間拠点機能の充実」の事業実施の際の参考とさせていただきます。
4	取り組む上での参考とさせていただきます。
4	取り組む上での参考とさせていただきます。
3	重点課題に取り組む上での参考とさせていただきます。
4	取り組む上での参考とさせていただきます。

### 【重点課題③】

No.	具体的な意見
1	労働環境、処遇の改善特にキャリアパスの構築を本文の中に記載することが重要と考えます。
2	県社会福祉協議会として外国人介護職の確保を具体的に進めて欲しいと思います。
3	福祉人材の採用が厳しさを増しているため、福祉人材センターの認知度を上げ、福祉人材の確保に関する取組を進めてください。
4	上記と同様、促進していただきたい。 (上記の記述内容は、推進の柱Ⅲへの意見：今後、高齢化等に伴い、福祉人材の不足が見込まれる中、若い世代のほか新たにセカンドキャリア、外国人など、様々な方向から人材確保に取り組むことは必要だと考えますので、促進していただきたい。)
5	人材不足が社会的な課題であることが明白な中、具体策を講じるが必要。
6	高齢化社会において、福祉人材の育成・確保は急務ですが、同時に「職場定着」がとても大事であると考えます。例えば、福祉・介護の現場において、理不尽なクレームを突きつけるモンスター・クレマーから、福祉従事者を守り、職場環境の改善を図るような取組みを国・県とともに、県社協においても各社会福祉法人・事業所と連携した取組みをより一層図っていただきたいと考えます。
7	教育委員会、養成施設団体との連携 県のひとつづくり推進ネットワークの活用等 福祉職体験のと促進など、必要と考えます。
8	紹介会社を介した人材確保を行うと、とても費用が掛かり圧迫する。
9	○高齢福祉と障害福祉のサービスは共通する内容も多いので、制度自体を柔軟に、事業者が対象者を限定せず対応できるようになると良いと思います。 ○また福祉支援者としての資格を取りやすくする制度面でのサポートに加え、ヘルパー等の現場体験の実績をポイント化し、資格要件に反映するような仕組みもよいのではないかと考えます。 ○福祉の人材募集について、一般のネット検索での募集は掲載費用も高いと聞きます。「障害福祉サービスかながわ」のサイト内の「求人情報」ページを充実させ、福祉事業所が募集しやすいシステムを構築するのもよいのではないのでしょうか。高い掲載料をかけずに募集ができるならば、事業所としても業務内容を詳しく載せ、こまめに情報更新をしていただければと思います。常に最新状況を見られるならば、検索する側にも有り難いです。既にやっていたらしゃるのかもしれませんが、学生向け就職情報サイトやハローワークでも職業別検索などでリンクを貼っていただくのもよいと思います。 ○人材育成に関しては、社協開催の障害福祉の専門性キャリアアップ研修と同時に、障害に関わる保育・教育・就業・グループホームなどの交流が図れるような仕掛けが社協中心にできると、福祉従事者のやりがいアップに繋がると考えます。

区分	内容
1	ご意見を参考に計画書本文に反映してまいります。
2	No.130「外国人人材に向けた仕事の理解促進」にて取り組みます。
2	No.125(人材センター認知度向上)「広報活動の展開」にて取り組んでまいります。
2	No.129「セカンドキャリアに向けた仕事の理解促進」、No.130「外国人人材に向けた仕事の理解促進」にて取り組んでまいります。
3	関連する実施項目の事業実施の参考とさせていただきます。
3	関連する実施項目の事業実施の際の参考とさせていただきます。
3	推進の柱Ⅲ「福祉人材確保・育成・定着の推進」などの関連事業を実施する際の参考とさせていただきます。
4	取り組む上での参考とさせていただきます。
3	推進の柱Ⅲ「福祉人材確保・育成・定着の推進」などの関連事業を実施する際の参考とさせていただきます。

【重複】	
No.	具体的な意見
1	<p>【①、②、③】</p> <p>1 つながりあう地域づくりに向けた包括的支援体制整備の促進 意見：市町村社協と社会福祉法人 市町村社協も社会福祉法人です。「市町村社協と社会福祉事業者」としては 意見：また、市町村社協による相談支援と地域づくりが一体的に展開できるよう、市町村社協と協働して取り組みます。の「市町村社協」がくどすぎる。「一体的に展開できるよう、協働して取り組みます。」でよいのでは。 意見：4行目「ともしび基金果実を活用し、…地域福祉活動を促進します。」の主語は 2 一人ひとりが自分らしく安心して暮らすことができる支援の充実 意見：地域の中で孤立する要因は、生活困窮だけではないと思います。あえて生活困窮等によりと断らなくてもよいのではないのでしょうか。「生活困窮等により」を削除する。 意見：2行目何故、ここだけ「町村域」ですか。「市町村域」とする。 3 福祉サービスを支える人材の確保 意見：3行目「様々な人材の参入促進がなされるよう、福祉の仕事に対する理解促進を図ります。」を「様々な人材の参入促進ができるよう、課題の整理とともに福祉の仕事に対する理解促進に取り組みます。」としては如何でしょうか。</p>
2	<p>【①、②、③】</p> <p>&lt;1について&gt; ・「包括的な」という言葉を使うと、「自助」まで組み込んだ「地域包括ケアシステム」を想起してしまい良くない。骨子案からは、地域包括ケアシステムとの関係を記載するのかどうかの判断はつかないが、できれば、実現には程遠い「地域包括ケアシステム」を連想しない言葉に変えてほしい。 ・「ともしび基金果実を活用し」とあるが、端的に言うと「金を出す」ということだけか。 &lt;2について&gt; ・「町村域」のネットワークだけでなく、町村域をまたぐ相談支援ネットワークも必要と思うが、どうか。 ・「身寄りのない人」、「親族に頼れない方」という列挙とすると、「向こう三軒両隣」という、地縁血縁に基づくセフティーネットを基本として意識しているかのような表現であると思える。当該項目の冒頭にある「地域の中で孤立している方」のほうがいいと思う。 &lt;3について&gt; ・「少子高齢化の進展や人口減少に伴う福祉人材不足」とあるが、これだけが原因とは考えない。「介護労働実態調査」(介護労働安定センター)等によると、労働条件や給与の低さ、対人スキルの困難性等も挙げられている。それも書かないと「法人・事業者と連携し」は、ナンセンスである。</p>
3	<p>【①、②】</p> <p>医療介護連携の具体的な関わり方が必要だと考えます。</p>
4	<p>【①、②、③】</p> <p>従来はボランティア活動やCSR活動などの企業活動との連携はある程度作られていると思われるが、一見福祉とは無縁でありそうな県域団体との連携を強化することで、県域団体に加入している企業・団体がそれぞれの企業・団体が事業活動を実施している市町村及び市町村社協とつながりを作っていくことで、何らかの支援が必要な方の発見や孤立しがちな方への参加の機会をより広げられると考えられるので、連携をより強固にする取り組みを強化してほしい。 神奈川県では「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を制定するなど、先駆的な取り組みが行われていく中で、当事者の目線でさまざまな支援を展開する必要性がますます高まると考えられます。一方で津久井やまゆり園での事件や、障害者の支援施設における虐待事件など、そうした取り組みと逆行するような事件も多くお混っています。従来のような指示的・代行的な支援からご本人の意思や希望やしたいことを最大限引き出し、そのための必要な支援体制を作っていくことへの転換するためにも、各福祉関係機関に従事する職員に対する意識変容を促すための研修の充実に取り組んでほしい。 次世代を担う若年者を中心に、福祉専門職の魅力を高めつつ、必要な人材を少しでも多く確保できるようにするためにも、専門職団体や社会福祉法人をはじめとする福祉経営を担う方々とさらに連携協働を強め、従事者確保をより強力に進めてほしい。</p>
5	<p>【①、②、③】</p> <p>どのような人材の確保ができるのかどうか</p>
6	<p>【①、②】</p> <p>就労で地域には日中人がいない状態で、「つながりあう」「自分らしく安心して暮らす」などはとても難しい 言葉だけが独り歩きしている 老人が最後まで尊厳を持って地域で暮らすことができるよう…というのが自分の預金さえ自由におろせない状態で尊厳を持って暮らすと言えるのか。なんでも一律に決めすぎていると思う。</p>
7	<p>【②、③】</p> <p>貴会におかれましては、日頃より福祉サービスを支える人材確保にご尽力いただき、感謝申し上げます。 これまで、国も県も、介護福祉人材の確保、定着促進、処遇改善、事業所支援、ロボットやICTの活用支援等、数々の施作を打ち出しています。この県をあげての取り組みと基金の投入で、想像を越える新規人材を獲得してきたにもかかわらず、確保に至らず、定着までは程遠い現状を認める時、今までと同じことをしていても結果、何も改善しないのではないかと考えざるを得ません。つまり、確保することに注力し、事業を展開することは、目先の効果はあるようでも、短期、中期的にみれば限界があるように見えます。 数年前から機会あるたびに様々な場面で提案し続けておりますが、私たちは、既に介護福祉の現場に従事している介護福祉士及び介護福祉職を退職、流出させないように支えていくことが重要だと考えています。そのためには、新規職員を受け入れる「各職場」を整えること、つまりそこに働く既存の職員を整えることが鍵だと考えています。そのためには、既存の職員が自らの仕事に意義を見出せ、倫理観と責任感を持って、チームとして利用者支援に臨むことができる教育が不可欠だと考えるのです。 地域包括ケアシステムを担う専門職において、介護福祉職は重要な位置づけであるにも関わらず、唯一学校教育を受けなくて就労可能な職種です。医療職やリハビリ職は、必ず3年以上の専門教育を受けて国家試験に臨みます。しかしながら、介護福祉職は、「誰でも出来る仕事」と言われ続け、専門教育を受けなくても仕事に就くことができます。しかしながら、実際は、他者の生活を支えること、ましてや終末期の人の心と体にふれるためには、間違いなく専門的な知識や技術が求められます。さらに、人材不足の折、即戦力も求められます。専門教育をうけることなく専門的な支援を求められるのは、義務教育を終えたばかりの子どもたちに、見よう見まねで高度な数式を解くように言うのと同じです。みな、意味や意義が理解できず、嫌になって辞めていきます。 法人や事業所、そこに働く個人の善意に委ねるのではなく、対人援助職に必要な不可欠な「倫理」を法定研修として位置付けることなど、これまでになく取り組みを始めることで、離職防止だけではなく、身体拘束や虐待予防にも大きく貢献するはずで、そして、獲得した人材を確保、定着に近づけられるのではないのでしょうか。 国家資格である介護福祉士の職能団体として、これからも現場の介護福祉士及び介護福祉職を支えていくよう最善の努力を続けます。貴会におかれましては、地域福祉を広く支えるとともに、地域に暮らす利用者のしあわせな生活を支えるために、直接支援者である介護福祉職の教育に、これまで以上に目を向けていただければと希望します。</p>

区分	内容
1	ご意見を参考に文言の加除・訂正を行います。
3	関連する実施項目の事業実施の際の参考とさせていただきます。
3	関連する実施項目の事業実施の際の参考とさせていただきます。
3	関連する実施項目の事業実施の際の参考とさせていただきます。
4	取り組む上での参考とさせていただきます。
4	取り組む上での参考とさせていただきます。
3	推進の柱Ⅲ「福祉人材確保・育成・定着の推進」などの関連事業を実施する際の参考とさせていただきます。

No.	5 その他、意見
1	計画の進行管理に加え、達成目標や実施後の評価のポイント等を明確に示しておくべきではないか。
2	基本理念に「住民参加と～地域づくりの推進」とあるものの、大柱・中柱・小柱の表現の中に、「住民参加」という文言はありません。住民参加は重要な概念ですし、県社協はもとより、中柱の表現にある「多様な主体」と住民との関係性の中にあると考えますので、例えば、大・中・小柱のどこかで「～と住民参加の促進」といった表現を加える方法もあり得るのかと思いました。しかし、全体の構成としては、基本理念を具現化する包括的な体系となっています。
3	【基本理念について】 ・「誰もが尊重され」とあるが、誰が誰によって尊重されるというのか。主体と客体がないと、何もなくても心の持ちよう一つで尊重される、などとの曲解を生む可能性もあるのでは。できれば「誰もが互いに尊重し」とすれば、分かりやすいと思うが。
4	経営者部会で自立支援給付費収入の等級地の算定方法の変更を厚労省に提言してほしいです。最低賃金は神奈川県全域同じなのに等級地に大きな差があるのは不平等です。県西地区の近隣市町との差は特に不平等を感じます。
5	動画を視聴させていただきました。とても分かり安い内容でした。
6	しくみを考えることは簡単だが、実際に行動し、確実に計画を推し進める推進力が大事
7	県社協が中心となりファンド集めに勢力をそそぎ、様々なコーディネートを仕掛ける組織として活動する。
8	貴会内部に現在どのくらいのリソースがあるか、金銭的には予算書を拝見すればおおよそ分かりますが、人材、人員についてはなかなか把握できません。計画の内容に一切異議はありませんが、実行に際しては無理のない人材配置をお願いします。
9	数多くの計画を作成し5年の期間には計画者が変化していきます。短期間を考えていく事により、しっかりした事案が解決できると思います。県内各社協の体質強化を強く要望します(人員確保等)
10	「神奈川県社会福祉センター4つの拠点機能①福祉関係団体の連絡調整・交流拠点として」について、次の通り考えます。 過去の例で、事件の起きた法人が事業継続に向けて努力する中、虐待疑惑をかけられたことを発端に、心無いマスコミによる虐待ありきの報道と、それに呼応した当事者団体や福祉団体の抗議が事件後の福祉行政に大きく影響しました。それによって当該法人が事業を行う期間の短縮を余儀なくされ、今も尚、虐待を誇張して法人を弾圧する風潮が続いていることは神奈川県の社会福祉にとって、あるべき姿とは思えません。 故に、神奈川県の福祉事業に関して、例え一法人の問題であっても、県内の福祉全般に関わることを念頭に、利用者、家族、事業者、地域が一体となって話し合う場を設けていただきたい。但し、その結果は県議会にも提案できる位置付けとします。 目的は、良いことも良くないことも一法人の問題として終わりにせず、それを共有して今後につなげ、よりよい福祉社会を作ることです。
11	骨子案では知的障害者本人に対する活動の推進や支援事業が無いなど感じます。障害当事者に対する取り組みの部分が薄いと感じます。地域でも高齢者支援に比べ障害者の部分の支援体制が弱いと感じます。特に民生委員と障害当事者の交流は地域差があり全く行われていないところもあり、そんな中で避難個別計画など進みません。計画の中身ではもう少し個々に入り込んだものを作成していく必要があるのではないかと思います。 また、年度末には現行計画期間の総括もされると思いますので、計画に対しどんな具体策が実施され、その結果や達成率、効果の有無、残る課題を分析し、次期計画に活かしてください。終了する計画期間の総括と次期計画の確定骨子の(どこが変わって何が注力されるのか等)情報公開をお待ちしています。 連携すべき部署も多く、難しい課題ばかりだと思いますが、進捗状況の確認等、関わる皆さんで常に情報共有をして進めていただきたいと思えます。

区分	内容
1	ご意見を参考に計画書を作成してまいります。
1	ご意見を参考に計画書を作成してまいります。
4	ご意見を参考とさせていただきます。
2	各部会種別協議会活動、課題集約と政策提言活動にて取り組んでまいります。
4	引き続き、事業の推進において、分かりやすく活動の普及啓発に取り組んでまいります。
3	重点課題を設定し、具体的な目標をもって事業を推進してまいります。
3	寄附文化の醸成に向けた取り組みや、基金を活用したボランティア等との協働に取り組む上での参考とさせていただきます。
3	県社協の活動基盤の強化に引き続き取り組んでまいります。
3	重点課題を設定し、具体的な目標をもって事業を推進してまいります。
3	協議体としての機能を生かし、連絡調整と交流の拠点としての役割を発揮してまいります。部会・協議会・連絡会の事業を推進する上での参考とさせていただきます。
3	セルフヘルプグループ等の当事者活動の支援を実施する上での参考とさせていただきます。 また、策定した計画はホームページにて公表し、広く普及啓発に取り組みます。